

農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る協定書

公益社団法人秋田県農業公社（以下「甲」という。）、一般社団法人秋田県農業会議（以下「乙」という。）、秋田県農業協同組合中央会（以下「丙」という。）、秋田県土地改良事業団体連合会（以下「丁」という。）は、秋田県知事を立会人として、関係機関の一層の連携を図り、農地中間管理事業（以下「機構事業」という。）の推進による農地の集積・集約化を加速化するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、農地バンク5年後見直しを踏まえて、甲・乙・丙・丁の4者がこれまでの成果と培ってきたノウハウを活かしながら、地域の徹底した話し合いをベースに「人・農地プランの実質化」等に一体となって取り組み、機構事業の推進を通じて、更なる農地の集積・集約化を図ることを目的とする。

（取組内容）

第2条 甲・乙・丙・丁の4者は、前条の目的を達成するため、相互に連携・協力し、次に掲げる事項に取り組むこととする。

- ・ 甲は、各関係機関と連携しながら推進体制を強化するとともに、機構事業のきめ細かな周知と、「人・農地プラン」に基づいた機構事業の円滑な推進を図る。
- ・ 乙は、「あきた農地利用最適化推進1・2・3運動」の成果を活用しながら、農業委員及び農地利用最適化推進委員の地域の話し合いへの参画とマッチング活動をサポートし、機構事業の推進による農地の集積・集約化に取り組む。
- ・ 丙は、JAが農地利用集積円滑化事業で培ったノウハウを活かしながら、機構事業への統合・一体化に向けた取組を支援し、組合員の農地の集積・集約化を図る。
- ・ 丁は、「あきた型ほ場整備」等の実施を通じて、機構事業の利用促進と農地の集積・集約化に取り組む。

（公表及び周知）

第3条 甲・乙・丙・丁の4者は、本協定の内容を公表するとともに、広く県内の自治体や関係団体に本協定の趣旨を周知するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の3カ月前までに甲・乙・丙・丁の4者から別段の意思表示がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲・乙・丙・丁の4者による協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲・乙・丙・丁の4者及び立会人が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年10月23日

甲 秋田県農地中間管理機構
公益社団法人秋田県農業公社

理事長

佐藤 博

乙 一般社団法人秋田県農業会議

会 長

二田孝治

丙 秋田県農業協同組合中央会

代表理事会長

船木耕右利

丁 秋田県土地改良事業団体連合会

会 長

高貝久遠

立会人 秋田県

知 事

佐竹敬久